解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十七日開催の臨時評議員会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

山形県米沢市直江町四番一六号

財団法人米沢正和塾

代表清算人　鈴木　基

解散公告（第一回）

当法人は、責任役員の定数全員の議決を経て、総代の同意を得、浄土宗の代表役員の承認及び東京都知事の認証を受けて、平成二十四年三月三十日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

東京都台東区今戸二丁目三番一一号

宗教法人心光院

清算人　藤井　三夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

東京都大田区羽田一丁目一番三号

特定非営利活動法人スクール・エイド・ジャパン

清算人　住田　平吉

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月二十六日開催の臨時社員総会の決議により平成二十四年二月十七日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

東京都目黒区上目黒一丁目一六番八号クリスタルビル四階

医療法人社団幸擁会

清算人　新妻　雅治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

大阪市東淀川区東中島二丁目一九番七号

財団法人南方会

代表清算人　塚本津世志

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

神戸市東灘区向洋町中三丁目二番八号

財団法人神戸ドイツ学院

代表清算人　ニッツ・ヴォルフガング・ホルスト

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

奈良県宇陀市榛原萩原一〇五七番地

財団法人宇陀市文化スポーツ振興団

代表清算人　前野　孝久

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

島根県邑智郡川本町大字川本三三二番地一五

社団法人江の川開発公社

清算人　田中　増次

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年三月二日付けで岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

岡山県勝田郡奈義町小坂六三一番地一

清算法人小坂馬桑土地改良区

清算人代表　森淵　正明

解散公告（第一回）

当法人は平成二十四年三月三十一日香川県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

香川県高松市檀紙町八幡一四五二番地二

財団法人香川県手をつなぐ育成会

代表清算人　伊藤　光

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

長崎市油屋町一番一四号

特定非営利活動法人長崎県ボランティア協会

清算人　山本　直毅

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月二十七日新座市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

埼玉県新座市野火止一丁目一番一号　新座市まちづくり計画課内

新座市新堀二丁目土地区画整理組合

代表清算人　村野　英男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日に臨時総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

東京都中央区晴海四丁目七番四号

特定非営利活動法人植林ヤトロファ協会

清算人　鮫島龍三郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年三月十六日高岡市長の許可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

富山県高岡市江尻四四三番地の三

高岡市高伏町土地区画整理組合

代表清算人　東　忠明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

石川県小松市沢町ホ六九番地

宗教法人光沢寺

清算人　堂道　徹

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月十三日

長野県伊那市荒井三五〇〇番地一

財団法人荒井会

清算人　小松　朝雄

第58期決算公告

平成24年3月23日

札幌市西区八軒10条東4丁目3番10号

北斗工機株式会社

代表取締役　室井　孝仁

貸借対照表の要旨

（平成24年1月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,647
	固定資産	318
	合計	2,965
負債及び純資産の部	流動負債	1,300
	固定負債	28
	株主資本	1,637
	資本金	48
	利益剰余金	1,589
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	1,565
	（うち当期純利益）	（80）
	合計	2,965